

経営者、総務・経理担当者のためのメルマガ

須黒会計インフォメーション

税務・経営最新情報

2016年3月号

お客様各位

本号のコンテンツ

1. やさしい税務会計ニュース：医療費控除の計算上、治療費を超過する保険給付金について、その他の医療費から控除する必要がありますか？
2. お仕事カレンダー：3月に行うべき業務などをまとめました。
3. 会話形式で楽しく学ぶ
税務基礎講座：改正により償却方法が定額法のみとなる
資産は何ですか？
4. 旬の特集：医療費控除に関する Q&A（平成 27 年分用）
5. WORD、EXCEL でそのまま使える経理総務書式集

やさしい税務会計ニュース

税務・会計のニュースを分かりやすく解説します。

【今月号のテーマ】

“医療費を超える保険金の補てんがある場合の医療費控除の計算”

医療費控除の計算上、治療費を超過する保険給付金について、その他の医療費から控除する必要がありますか？

ニュースの詳細はこちら

<http://m.mkmail.jp/l/i/nk/kcrbm65fxhq1>

経理総務担当者のための今月のお仕事カレンダー（3月分）

3月は所得税（住民税）の確定申告期限であると同時に、3月決算の会社は年度末にあたります。また、4月入社準備等に追われる時期でもあります。もれないようにスケジュールを立てましょう。

3月10日 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（2月分）

3月15日 確定申告の提出期限（所得税、住民税）

所得税納付期限（現金納付）

詳細はこちら

<http://m.mkmail.jp/l/i/nk/e2wkhu5fxhq1>

会話形式で楽しく学ぶ税務基礎講座

企業から会計事務所に寄せられる相談を会話形式でまとめました。

【今月号のテーマ】

“改正により償却方法が定額法のみとなる資産は何ですか？”

平成28年度税制改正により、減価償却方法が定額法のみとなる資産について教えてください。

詳細はこちら

<http://m.mkmail.jp/l/i/nk/34ccw55fxhq1>

旬の特集

企業経営などに役立つテーマを特集としてお届けします。

今月号の公開の特集は

“医療費控除に関するQ&A（平成27年分用）”

です。

自分自身や家族のために医療費を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを「医療費控除」といいます。また医療費とは、診療費・薬代・入院費などを差しますが、判断に迷いよくお問合せいただく費用をまとめました。

詳細はこちら

<http://m.mkmail.jp/l/i/nk/dmsrzg5fxhq1>

WORD、EXCEL でそのまま使える経理総務書式集

そのままご利用いただける書式集をご用意しました。

ダウンロードはこちらから

<http://m.mkmail.jp/l/i/nk/xdagj25fxhq1>

「資金調達サポート」のご案内

詳細はこちら

<http://m.mkmail.jp/l/i/nk/o4yg3j5fxhq1>

「相続税申告プラン、相続税対策サポートプラン」のご案内

詳細はこちら

<http://m.mkmail.jp/l/i/nk/levb3j5fxhq1>

【受信拒否】

本メールのご不要な方には大変ご迷惑をおかけいたしました。
誠にお手数ですが、下記HPにて「解除」手続きをお願いします。

配信解除 <http://m.mkmail.jp/l/i/nk/vif1pt5fxhq1>

.....

編集後記

インフルエンザの流行が本格的になってきています。
手洗い、うがい、マスクの着用など、できることはやっておきたいですね。

最後までお読みいただきまして、ありがとうございました

発行元：須黒税務会計事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座5丁目14番16号

銀座アビタシオン1004号

TEL 03-3542-9755

発行人：須黒税務会計事務所 info@suguro-lead.com
